

病児保育利用料助成事業について

子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、病児保育利用料を助成します。

○対象

能美市に住民票の住所地がある、小学校6年生までの児童

○申請者

対象児童の保護者



○助成額

1回の利用につき上限2,000円

※保育利用料以外（延長料金、昼食代、おやつ代等）は助成対象外です。

○助成回数

児童1人当たり2回/年度

※石川県病児・病後児保育利用料無料化事業の対象者は除きます。

○申請方法

施設で病児保育利用料を支払っていただき、後日保護者の方からの申請により、助成金を支給します。

病児保育利用料の領収書の原本（利用年月日、利用児童名、領収金額等がわかるもの）、助成金を受け取る申請者名義の口座番号等のわかるものを持参し、子育て支援課で申請してください。

○助成の流れ

4月1日～9月30日受付分 ⇒ 10月末ごろ支給

10月1日～4月30日受付分 ⇒ 5月末ごろ支給

※申請期限は、利用した年度の翌年度4月末日までです。期限を過ぎると助成が受けられませんので、ご注意ください。

詳しい内容や申請の手順などは
市ホームページをご覧ください



【問い合わせ先】

健康福祉部子育て支援課

電話 0761-58-2232